

利用者負担額(保育料)について

- 保育料は市町村民税所得割課税額(父母合算)・クラス年齢・保育の必要量(標準時間もしくは短時間)により決定します
- 毎年9月に、保育料の算定ベースとなる課税額の年度を切り替えます

4月分～8月分	保育を利用する年度の 前年度 の市町村民税所得割額
---------	----------------------------------

9月分～3月分	保育を利用する年度の市町村民税所得割額
---------	---------------------

例： 令和3年4月～8月分の保育料 ⇒ 令和2年度の市民税所得割額

令和3年9月～3月分の保育料 ⇒ 令和3年度の市民税所得割額

注意！：令和2年度の所得割額は、平成31年1月～令和元年12月の収入等、令和3年度の所得割額は、令和2年1月～12月の収入等で決定します

チェック！

確定申告または住民税申告が未申告の場合、保育料の算定ができないため、**必ず申告をしてください。**

利用者負担額(保育料)の助成について

助成の種類	注意点
①多子世帯利用者負担額助成	・一度保育料を納付いただいた上で後日申請していただき、助成いたします。利用当初より減額されるものではありません。 ・対象者には保育サポート課より連絡いたします。
②生活困窮世帯利用者負担額助成	

利用者負担額(保育料)の減免について

減免の種類	注意点
①多子世帯の減免	・利用当初より減額されます。 ・減免内容によっては、別途減免申請書並びに必要な書類を提出していただきます。
②多子世帯で市民税所得割課税額57,700円未満の世帯の減免	
③要保護世帯の減免	